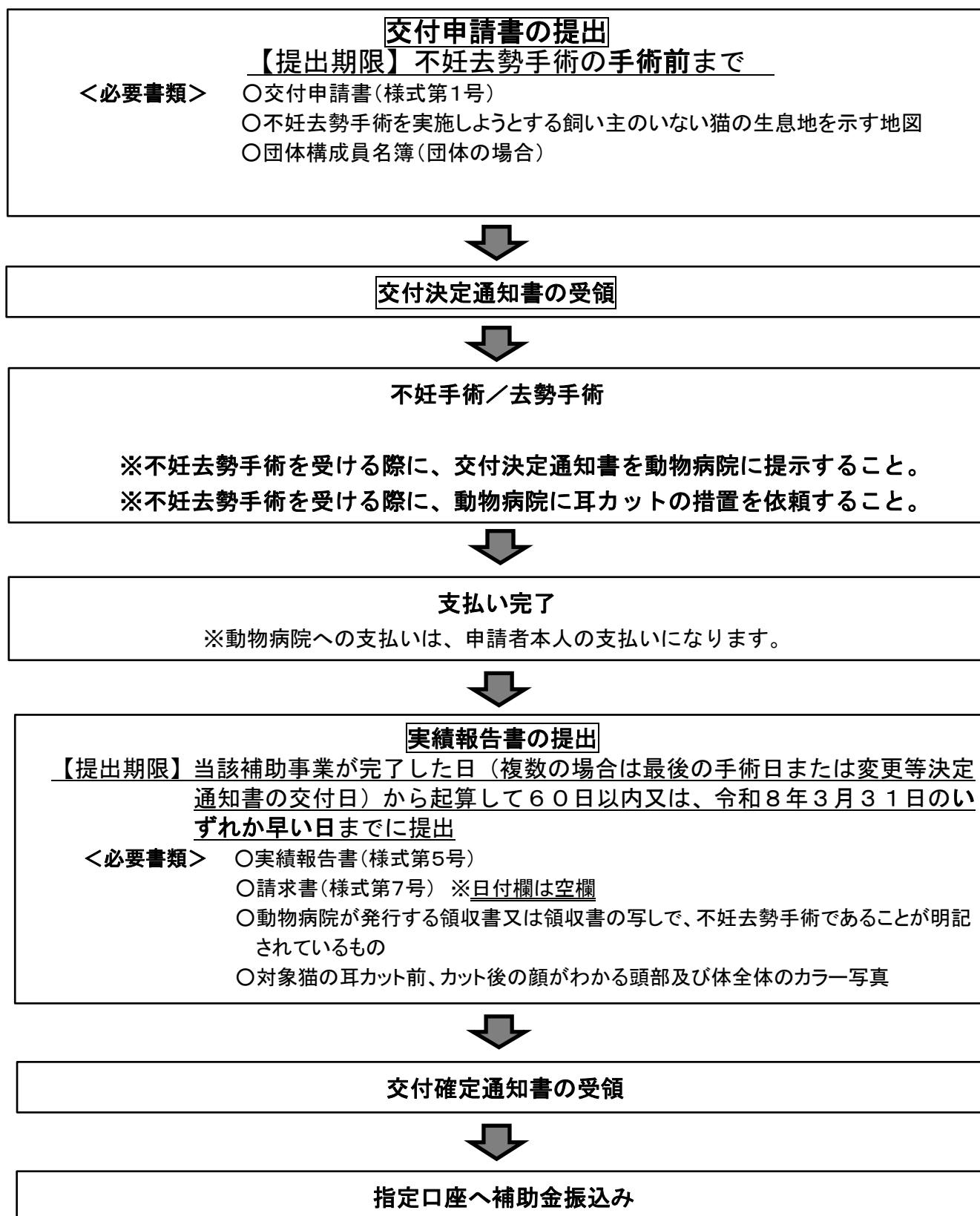


田原市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金 申請手続きの流れ



【変更等申請書(様式第3号)の提出】

以下に該当するときは変更の手続きが必要です。

- ・不妊去勢手術を受ける頭数の変更(補助対象経費、補助金額の変更が生じる場合)
- ・不妊去勢手術を中止しようとするとき

必要に応じて変更等申請書の提出

(裏面に続く)

【書類提出時の注意事項】

共通事項

- ・申請者本人が提出してください。また、提出いただく際に本人確認書類の提示が必要です。
- ・市役所環境政策課窓口（南庁舎 2 階）まで直接持参してください。（郵送及びメールでの受付はしていません。）
※渥美支所や赤羽根市民センターでの受付は行っていません。
※必要な書類が揃っていない場合は、受付ができません。
- ・申請書等への押印は不要です。
- ・書類については、受付後に審査し、交付決定及び交付確定を行います。
審査の結果、補助金を受けられない場合がありますのでご注意ください。
- ・不妊去勢手術費用補助金は、交付確定通知書を発送した後に、交付（振込み）します。
手術前に、補助金は振り込まれませんので、ご注意ください。

交付申請

- ・不妊去勢手術前に、必要書類を添え、申請書を提出してください。手術後の提出は受け付けません。
- ・交付申請後から補助金交付決定までは 2 週間程度かかりますので、手術予定日まで余裕をもって申請してください。

実績報告書・請求書

- ・当該補助事業が完了した日から起算して60日以内又は、令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。提出日を過ぎた場合は、補助金を受けられませんので、ご注意ください。
※「手術を実施した日」は、手術日が異なる場合、最後に行った手術日となります。
- ・添付書類「対象猫の耳カット前、カット後の顔がわかる頭部及び体全体のカラー写真」は、1枚の写真に、1匹の猫を映し、耳カットの措置が講じられていることが確認できるものとしてください。
- ・申込みした猫とは違う猫が捕まり、動物病院で手術をした場合は、補助の対象外となりますので、ご注意ください。先に申込みした猫とは別に申し込んでください。

【問合せ先】

田原市役所本庁舎 市民環境部 環境政策課（南庁舎 2 階）

住 所 田原市田原町南番場 30 番地 1

電 話 0531-23-3541

ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

（トップページの「広報ID検索」の検索枠に「1010901」と入力すると該当ページにリンクします）

窓口受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（ただし正午～午後 1 時を除く）